

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

太洋物産株式会社

株式会社いちごホールディングス

2026年7月1日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目5番地
太洋物産株式会社
代表取締役 松島 伸介

(株式交換完全子会社)

宮城県仙台市青葉区中央二丁目11番1号
株式会社いちごホールディングス
代表取締役 木野 将徳

太洋物産株式会社(以下、「当社」といいます。)及び株式会社いちごホールディングス(以下、「いちごホールディングス」といいます。)は、2026年4月24日付で株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結し、当社を株式交換完全親会社、いちごホールディングスを株式交換完全子会社、効力発生日を2026年7月1日とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2026年7月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

いちごホールディングスは、会社法785条3項の規定により、令和8年6月4日付で、いちごホールディングスの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社である当社の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法785条1項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条及び第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第190条第3号)

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
当社は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 6 月 4 日付で、当社の株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるいちごホールディングスの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、会社法 797 条 1 項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)
本株式交換により、当社に移転したいちごホールディングス普通株式の数は 251 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)
- (1) 当社は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 6 月 30 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。またいちごホールディングスは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 6 月 30 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換の承認を得ております。
 - (2) 当社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前のいちごホールディングスの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するいちごホールディングスの株式 1 株に対して当社の普通株式 1,967.45 株の割合をもって、当社の普通株式を割当交付しました。結果、当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式 493,829 株を割当交付しました。
 - (3) 本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。
 - ① 資本金 0 円
 - ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
 - ③ 利益準備金 0 円

以 上